

エコドライブとやま推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 県民及び事業者によるエコドライブ（環境に配慮した運転操作）の効果的かつ効率的な普及促進を図るため、エコドライブとやま推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 県民や事業者のエコドライブの促進及び支援
- （2） 県民や事業者に対する情報提供及び普及啓発
- （3） その他、エコドライブの普及促進に必要な事項

（組織及び委員）

第3条 協議会は、別表に掲げる団体及び行政機関（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

2 協議会の委員は、原則として構成団体の代表者をもって充てる。

（役員）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、富山県生活環境文化部環境保全課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

<別表>

(団体は50音順)

団体	一般財団法人省エネルギーセンター北陸支部
	公益財団法人とやま環境財団
	富山県環境保健衛生連合会
	富山県環境問題懇談会
	一般社団法人富山県産業資源循環協会
	富山県市長会
	一般社団法人富山県指定自動車教習所協会
	一般社団法人富山県自動車会議所
	一般社団法人富山県自動車整備振興会
	富山県商工会議所連合会
	富山県商工会連合会
	富山県消費者協会
	富山県タクシー協会
	富山県町村会
	一般社団法人富山県トラック協会
	公益社団法人富山県バス協会
	富山県婦人会
	一般社団法人日本自動車連盟富山支部
行政機関	経済産業省中部経済産業局 資源エネルギー環境部
	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所
	国土交通省北陸信越運輸局 富山運輸支局
	環境省中部地方環境事務所
	富山市環境部
	富山県生活環境文化部